

家庭保存版

令和5年度 学校生活に関わるお知らせ一覧

- 1 日課表
- 2 部活動休養日について
- 3 電話対応(留守番電話)について
- 4 体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口について
- 5 警報発令時の対応について
- 6 地震発生時の対応について
- 7 生徒指導規程について

三原市立幸崎中学校

保護者の皆様へ

進級・入学 おめでとうございます。

平素は、本校教育推進にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

例年、新学期のはじめに多くのお知らせを配付させていただいていますが、年間を通じて大きく変更がないものについて、冊子にまとめてお届けすることとしました。ご一読いただき、ご家庭で保管していただければ幸甚です。

なお、この冊子に掲載している事項については、本校HP（ホームページ）にも掲載しておりますので、合わせてご活用ください。変更があった場合は、その都度お知らせしますので、ご了承ください。

よろしくお願いいたします。

令和5年4月

三原市立幸崎中学校

校長 片山 新

1 日課表



令和5年度 日 課 表

三原市立幸崎中学校

	月・木・金	火	★月★	水
登 校	8:15教室入室完了(提出物完了)			
職員打合せ	8:15 ~ 8:20	全校朝会	月・木・金曜日と同じ	
朝読書	8:15 ~ 8:25			
短学活	8:25 ~ 8:30			
1校時	8:35 ~ 9:25			
2校時	9:35 ~ 10:25	左と同じ	左と同じ	
3校時	10:35 ~ 11:25			
4校時	11:35 ~ 12:25			
昼 食	12:25 ~ 12:55			
休 憩	12:55 ~ 13:10			
清 掃	13:15 ~ 13:25			
5校時	13:30 ~ 14:20			
6校時	14:30 ~ 15:20			
短学活	15:25 ~ 15:50			
部活動	15:55 ~ 完全下校時刻の15分前			
完全下校	17:30 4月~9月 2月~3月		16:30	14:20
	17:15 10月		※4月~9月 までの部活動がある日	
	17:00 11月~1月			

① 1…4月～9月までの部活動がある月曜日は、5校時までで、完全下校 16:30 になります。「★月★」の時程になります。

② 2…10月～3月までの月曜日は、日課表左の「月・木・金」の時程になります。

2 部活動休養日について

- 毎週、連続する土日のどちらか1日と、平日の1日の週2日以上、必ず設定する。
 - ⇒ 本校では、基本的に水曜日を部活休養日としています。
 - ただし、行事等の関係や各部によって変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- 定期試験の1週間前から最終試験日までは、部活休養日としています。
 - ⇒ 部によっては、設定日と大会（試合）が重なる場合があります。その場合は、その部のみ部活休養日は設定しません。ただし、練習への参加は生徒個人の判断とします。
- 中体連の大会やコンクール、獅子太鼓出演等ために、土日連続して部活動を行わざるを得ない時には、管理職の承認のもと実施し、翌週に一斉の部活動休養日とは別に、平日1日の部活動休養日を設定します。

【朝の部活動】

- 部活動の朝練は原則行いません。
- 中体連大会の1週間程度前から、顧問の指導のもと実施することは可能とします。その場合の朝練の開始は、7時30分開始とします。
 - ⑨ 7時10分より早く登校しないこと。
 - 鍵の貸し出しは、7時20分とする。
 - ⑨ 朝練がない生徒については、7時45分より早く登校しないこと。

3 電話対応(留守番電話)について

現在、三原市立小中学校へは留守対応電話が設置されています。昨今の働き方改革を進める社会情勢の中、教職員の時間外勤務を縮減するための対策です。

次の時間帯以外に電話をいただくと、自動でメッセージが流れて対応時間ではないことを知らせます。録音機能もございません。今後ともどうかご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【電話対応を行う時間帯・平日のみ】※本校職員の勤務時間：8時15分～16時45分

★ 部活動実施日 4月～9月 7時45分～18時30分

10月～3月 7時45分～18時00分

★ 部活動休養日・長期休業中・試験週間 7時45分～17時00分

- ・これ以外の時間については、メッセージが流れて電話が切れます。
- ・土日祝日についても、原則、電話対応を致しません。ご了承ください。
- ・学校からでもできるだけ遅くならないように、連絡させていただきますが、必要な連絡については、つながるまで電話させていただく場合があります。ご理解ください。
- ・休日の部活動等の遅刻や欠席の連絡については、「すぐーる」をご活用ください。
- ・部活動休養日は、職員は定時退校日となるため、原則17時までに退校いたします。ご来校いただく場合、ご留意ください。
- ・事前に連絡をいただければ、上記時間帯外でも、可能な範囲で対応させていただきます。

【教職員の働き方改革を推進する社会的背景】

◎全ては児童・生徒のため ～教育の質の向上・教員確保～

- ・教職員の心身が疲弊しては、質の高い教育活動ができない。
- ・労働環境を改善しなければ、優秀な人材が集まらない。

幸崎中学校 ☎ 0848-69-0004

4 体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口について

本校では、「体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、早い段階での適切な対応によりこのような事案の未然防止に努めることとしています。

また、次のとおり、県教育委員会事務局や三原市教育委員会事務局等に相談窓口が設置されておりますのでご案内いたします。

なお、相談は生徒・保護者のどちらも対象としています。当該相談窓口を担当する教職員は、プライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、相談者等が不利益な扱いを受けないよう配慮いたします。

【本校 体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当教職員】

教 頭：長尾 淳子	保健主事（養護教諭）：真井 絵美
-----------	------------------

【三原市教育委員会事務局 体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口】

専用電話 (0848) 67-6173

※女性の担当者に相談したい場合は、その旨申し出てください。

【県教育委員会事務局 体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口】

教職員課 専用電話 (082) 513-4917

専用電話 (082) 513-4918

専用電話 (082) 513-4919

※受付日時—平日の午前8時30分～午後5時15分

※女性の担当者に相談したい場合は、その旨申し出てください。

【県立教育センター 体罰, セク・ハラ相談ダイヤル】

専用電話 (082) 427-3076

※受付日時—平日の午前9時～午後4時

※女性の担当者に相談したい場合は、その旨申し出てください。

※ 上記の相談窓口は全て生徒・保護者のどちらも対象としています。

5 警報発令時の対応について

近年、集中豪雨や暴風等、自然災害が多く発生する傾向にあります。本校では、気象警報発令時に生徒の安全を最優先に考え、次のとおり対応いたしますのでご確認ください。

つきましては、各自で気象情報を確認の上、安全にご留意し対応していただきますようお願いいたします。（できるだけメール配信も行いますが、早朝や担当者不在で配信できない場合もあります。また、メールが届いても、その場にお子様がいるとは限らないため。）

【登校時に警報が出ている場合の対応】

午前6時の段階で、三原市を含む地域に、特別警報又は暴風・大雨・洪水・波浪・高潮のいずれかの警報が出されている場合、「自宅待機」とし、それ以降次のように対応して下さい。

また、午前6時から登校の間に警報が発令された場合も自宅待機とし、以後、同様の対応をしてください。（※小学校は6時に警報が発令されている時点で臨時休業となります。）

- ① 午前8時30分までに警報が解除になった場合（※給食を実施します。）
⇒ 9時20分までに登校、2校時より授業開始
 - ② 午前11時までに警報が解除になった場合
⇒ 昼食を済ませ13時20分までに登校、5校時より授業開始
 - ③ 午前11時までに警報が解除されなかった場合 ⇒ 臨時休業
- ④ なお、午前6時以降、登校のため自宅を出た後に警報が発令され、学校へ登校した生徒については、一旦学校待機とし、状況を考慮し対応いたします。

【登校後に警報が出た場合の対応】

気象状況を考慮の上、『途中下校』『下校見合わせ』『給食実施の有無』『給食時間の変更』等を決定し、生徒の安全に留意し対応いたします。

状況によっては、下校させず一時学校待機とし、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。

【警報時及び解除後の注意】

- 河川や海岸に近づかない。
- 地盤が緩んでいる場所には近づかない。
- 切れた電線には近づかない。

※警報発令時及び帰宅後警報が解除された後も、その日は自宅待機させてください。

※「すぐーる」で、翌日の連絡等を行いますのでよろしくお願い致します。

6 地震発生時の対応について

地震が発生した場合には、生徒の安全確保を最優先し、次のとおり対応いたします。
また、災害等の状況によっては、生徒を学校に待機させ保護者等に迎えに来ていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

非常災害は、いつ起きるかわかりません。家族で様々な状況を想定して避難場所等を話し合ってくださいようお願いいたします。

◎三原市において「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は次のように対応します。

【生徒が在校中でない場合の対応】

- ★17 時から 24 時までに発生した場合は、翌日を臨時休校とする。
- ★ 0 時から 8 時 30 分までに発生した場合は、当日を臨時休校とする。

【生徒が在校中の対応】

★早めに下校させることが安全上望ましいと判断した場合

授業の打ち切り・下校

- ・液状化や近隣の建物に大きな損壊が見られない。
- ・大津波警報も発令されていない。

※建物の損壊等により自宅待機が難しい時は学校に戻ってくるように指示し、下校させます。

※安全な帰宅が困難と思われる生徒には個別に連絡します。お迎えをお願いします。

★安全に帰宅させることが難しいと判断した場合

お迎えの依頼・生徒の引き渡し

- ・液状化現象が見られ、近隣の建物が倒壊している。
- ・大津波警報が発令されている。

※引き渡しの際には「引き渡し確認票」に引受人・引き渡し時刻を記録します。

※電話連絡がつきにくいことが予想されます。状況を判断していただき、早めに来校してください。

7 生徒指導規程(令和5年度)

令和5年度生徒指導規程

三原市立幸崎中学校

1 欠席・遅刻について

(1)欠席・遅刻は、必ず保護者が8時10分までに「すぐーる」で行う。

電話で行う場合は、7時45分～8時10分までに連絡すること。その際、理由や登校予定時刻なども告げる。

(2)8時15分までに、自分の教室に入室する。遅刻判断の基準となる。

保護者連絡(1)が入っている場合、「遅刻」記録にはなるが、指導や保護者への連絡は行わない。

(3)遅刻した場合は、必ず職員室に寄り、学年・名前・遅刻理由を伝えて、教室に入る。

(4)教室移動は速やかに行い、ベル着厳守を心がける。

※チャイムが鳴り終わった時に着座していなければ、授業遅刻となる。

※全校朝会の場合は、8:15までに体育館へ集合する。

(5)忌引きや出席停止の場合を除き、3日連続して欠席や遅刻がある場合は、学年の先生が家庭訪問も含め保護者と連携を取る場合がある。

2 服 装 ← ※R5年4月より改正の取組み開始

月に1回程度、頭髮服装点検を全校で行う。違反はその場で正す。

すぐに修正できない違反の場合は、期限を決めて実行し、修正できたことを担任の先生に確認してもらう。服装違反が改善されない場合には、特別な指導を行う。

○学 生 服

(1)春・秋・冬の上衣……黒の学生服 <別紙参照のこと>

下衣……黒の長ズボン<別紙参照のこと>

指定のウインドブレーカーで通学してよい

(2)夏 上衣……学校規定のポロシャツ

下衣……黒の長ズボン (裾が床につかないこと)

(3)ベルト……色は、黒・紺・濃い茶であること。特別な飾りや金具がないもの

(4)靴 下……白でくるぶしが隠れるもの。ワンポイント可

※いわゆる「くるぶしソックス」は禁止

○セーラー服

(1)冬 の 上 衣……セーラー服：平行な3本の白線を、襟・カフス・ポケットにつけたもの。

(標準のもの)

ネクタイ<白の三角布> 胸あて布<白線なし>

冬 の 下 衣……セーラースカート (ひだ数24本のもの)

(2)夏 の 上 衣……学校規定のポロシャツ

夏の下衣・・・セーラースカート<冬と同じ>

- (3)靴 下・・・白でくるぶしが隠れるもの。ワンポイント可。
いわゆる「くるぶしソックス」は禁止。

○靴

上履き・体育館シューズ・通学靴・・・いずれも学校規定のシューズであること。
くつのかかとを踏んではいけない。

○通学バック，セカンドバック

通学バック・セカンドバック・・・いずれも学校規定のバックであること。

○頭髪

- (1)頭髪は目にかからない程度とし，学習に支障がないようにしておく。
(2)肩より長い髪は，ゴム（黒・紺・濃茶）でくくる。
中央で一つに，または左右対称に二つに結ぶ。いずれも位置は耳より下とする。
(3)ピンは，黒または濃紺とし必要最小限にする。
(4)脱色や染色，パーマ等の特殊なカットや加工は禁止。整髪料等も禁止とする。

○その他

- (1)厳寒時には手袋，マフラー等を着用してもよい。校舎内では着用しない。
(2)制服の下に体操服を着用しないこと。また，先生から許可された場合を除き，制服で学校生活を送ることを基本とする。
(3)制服を脱いででの活動は認めるが，規定のポロシャツを着用しておく。

3 自転車通学

- (1)通学許可区域・・・自転車通学を許可する範囲は，本校校区全域とする。
(2)通学用自転車は，規定のもので許可証番号をつけたものとする。
※番号シールは入学後，有料にて配布する。
(3)規定のヘルメットを正しく着用する。
(4)カバン等は，安全に走行できるようにすること。

(5)次のような自転車は許可しない

- ・変形ハンドル
- ・後輪につける金具（カム）付き自転車
- ・前カゴのない自転車
- ・ブレーキ，ライト，スタンドなどが正常に機能しない自転車

(6)次の物を備えることを推奨する

- ・反射板
- ・盗犯防止のため，二重ロックするためのチェーンロック

- (7)ヘルメットの不着用等の校則違反，二人乗りや信号無視などの法律違反については厳しく指導し，自転車通学許可の取り消しや保護者連携を行う場合がある。

※自転車運転時のヘルメット着用は，令和5年4月1日から「努力義務」

- (8)電動自転車については個別対応とするため，事前に相談をすること。

4 部活動

- (1)加入については、希望入部制とする。(令和5年度より)
- (2)部活動は完全下校15分前に終了し、清掃、片付け、消灯、施錠等を行う。
- (3)部活動休養日、試験1週間前と試験中は、部活動はない。
- (4)夏休み・冬休み・春休み等の長期休業中の活動は、顧問の指示に従って行う。
- (5)朝練は原則として行わない。ただし、大会の1週間程度前から顧問が参加して実施することは可能とする。
- (6)完全下校時刻は、季節によって次に示すとおりとする。

● 4月～ 9月	17:30	※いずれの場合も15分前から片付け開始 ※完全下校とは、ただちに校外へ出られる 状態で下駄箱の階段を完全に下りている ことをさす。
● 10月	17:15	
● 11月～ 1月	17:00	
● 2月～ 3月	17:30	

- 5 携帯電話(スマホ等)については、学校への持ち込みを原則として禁止する。
必要な場合は、相談すること。

6 物品破損について

- (1)校舎、校具、ガラス、Chromebook等を破損したときは、速やかにかつ正直に先生に報告し、その指示のもと修理や片付け、弁償等をしなければならない。
- (2)校舎や校具の破損や汚損(落書きを含む)を見つけたら、すぐに先生に連絡をする。

- 7 授業に必要な物はない物は、持参しない。

- 8 職員室への出入りは、ノックしてからドアを開け、以下の言葉を大きな声でゆっくりと発する。

入室 「失礼します。」「〇年の〇〇です。」 or 「〇部の〇〇です。」

「〇〇先生に用事がありました。」「〇〇部の鍵を取りに来ました。」

退室 「失礼しました。」と言って、静かにドアを閉める。

- 9 非常階段(東側の外階段)の利用は、体育の授業に関わる(着替えを含む)移動の場合のみ、非常階段の利用を許可する。ただし、非常階段での悪ふざけやイタズラ(内側から鍵をかけて通れないようにするなど)が、一度でもあった場合は、これまで同様に非常時以外の利用を全面的に禁止する。

10 通学のきまりについて

- (1)交通ルールを遵守し、指定された通学路を通して登校・下校をする。
- (2)登・下校中の買い食い、寄り道等はしない。

- 11 立ち入り禁止区域や危険場所への立ち入り、公認の場所以外での遊泳はしない。

附則

- 1 この規定は、令和5年4月1日から改訂施行する。

R4年度までの校則に見られた「校則とは言えない」規則，すなわち「マナー・常識・エチケット」に分類されるような項目についての今後の扱い

R5年度からは，本校校則を「校則編」と「マナー編」のページに分類し，

- 「校則編」に記載された事項は，順守を徹底させ，違反行為には，指導が行われる規則とする。
- 「マナー編」に記載された事項は，「そうする方が望ましい」といった表現で，生徒たちの自主的な取り組みを呼びかける事項とする。

「特別な指導」について

校則違反を繰り返し指導しても改善が見られない、指導に従わない、反社会的な問題行動に対しては、以下のような「特別な指導」を行う。

○遅刻について

- (1) 3日以上連続して遅刻、又は週に3日以上遅刻した場合には、家庭に連絡し保護者と連携して遅刻しないよう指導する。

○勝手な外出について

- (1) 許可なく学校外へ出た場合は、本人を指導した上で保護者連絡を行う。
- (2) 許可なく学校外に出ることが2回以上続く場合には、保護者に来校していただき、今後の対応を約束していただくなど指導に協力をしていただく。

○頭髪や服装に関する違反が改善されない場合について

- (1) そのような行為に及んだ理由や背景を明確にし、本人を指導した上で保護者に来校していただき今後の対応を約束していただくなど指導に協力をしていただく。
- (2) 極端な染色や髪型の変形がある場合は、上記(1)と同様の対応を取るとともに、状態が改善されるまでの間、別室登校させる場合もある。

○自転車通学についての違反

- (1) 二人乗りやヘルメット不着用などの場合には、事情聴取・交通安全指導ならびに保護者連携の上で、数日間自転車通学を取り消す場合がある。取り消しの基準は、2回目の「違反指導」で翌日1日間の取り消し、3回目以降は3日間取り消しとする。
年度の更新に伴い、累積していた違反のカウントも消去されるものとする。
- (2) 同一年度内の5回目の違反以降、さらに反省の態度が見られないケースについては、保護者に通告した上で自転車通学の許可を取り消し、年度が変わるまで自転車通学できないものとする。
- (3) 自転車通学許可の「年度内取り消し処分」となった生徒が、勝手に自転車通学していることが発覚した場合には、本校卒業までの取り消しとなる。

○部活動について

- (1) 部活動時間の管理不徹底、もしくは正当な理由なく完全下校時刻が守れない事案3回目で、顧問とキャプテンは生徒指導主事から警告を受ける。5回目で該当の部については、顧問を含む生徒指導委員会で協議し、活動休止期間を設け、部員全員で反省する。活動休止期間やその間の反省のための取り組み内容、活動再開の許可等については、生徒指導委員会で協議の上、決定する。
- (2) 上記(1)の根拠となる「下校指導の記録」については、従来の下校点検を顧問の指導のもと徹底し、部ごとに不公平感が生じないように努力する。

○携帯電話（スマホ等）について

- (1) 許可なく携帯電話（スマホ等）を学校に持ち込んだ場合には、理由を問わず学校で預かり、該当生徒とともに保護者に取りに来ていただく。
- (2) 携帯電話（スマホ等）を持ち込むことが続く場合には、特別な指導を行う。

○不必要な物や許可されていない物の持ち込みについて

- (1) 不用品を持ってきた場合には、学校で預かり、下校時に返却し保護者に連絡する。

(2) 不用品の持参が続く場合には、保護者とともに来校し、指導を行う。

○授業態度について

- (1) 授業中の私語や立ち歩き等で、授業の進行を妨げた場合には、保護者に通告し、授業を静かに受けるよう指導する。
- (2) 授業の進行を妨げるような行為が続く場合は、保護者に通告し、特別な指導を行う。

○反社会的な問題行動への対応

- (1) 飲酒、喫煙、万引きなど法律に違反する行為については、保護者に通告し、特別な指導を行う。必要な場合は警察とも連携して指導にあたる。
- (2) 生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力、故意な器物損壊、他人の持ち物を盗む・壊す・汚すなどの事案が生じた場合には、保護者に来校していただくのはもちろん、警察対応を含めて厳しく指導する。

◎「特別な指導」とは、学校長を含む生徒指導委員会を中心に、該当生徒の担任や副担任、部活動顧問等の関係教職員を含めて協議し、昼休憩や放課後などの時間を利用して、自分のとった行動に対する反省を促し、二度と同じ失敗を繰り返さないようにするための指導のことである。

次のような方法によって取り組む。

- ①説諭による指導
- ②反省文等を作成させ、自身を見つめなおさせる指導
- ③保護者に来校していただき、家庭からのサポートを促す指導
- ④部活動停止や別室指導のように、通常とは異なる環境で、自分自身あるいは自分の所属するグループ全体の在り方を見つめなおさせる指導

※①別室とは印刷室奥の部屋を基本とするが、その時の学校の状況による。

※②いずれの指導も、改善が見られない場合や取り組みの様子が不真面目である場合は期間を延長する。延長期間も生徒指導委員会で決定する。

冬服のきまり

学生服

第一ボタンを留める

ベルトをする
(黒・紺・茶)

ズボンをずらさない
裾が床につかない

名札
必ずつけて出す

靴下
白でくるぶしが隠れるもの
(ワンポイント可)

靴
学校規定の靴
かかととはふまない

その他
厳寒時には手袋、マフラー等を着用しても良い。ただし、校内では着用不可

セーラー服

ボタンを留める

袖のボタンを留める

スカート丈は膝下
(スカートは折らない)

帯は15cm以上

頭髪のきまり



前髪は目にかからない。
耳にかからないように
特殊なカットは禁止。



前髪は目にかからない。
肩につかない。
肩まで伸びたら、耳
より下でゴム(黒・
紺・茶)でくる。
横髪を出さない。

頭髪

脱色や染色、パーマ、整髪料の
禁止

R 5 年度 幸崎中学校・校則＜マナー編＞

はじめに

令和 4 年度から生徒指導委員会や生徒会を中心に「校則の改正」に取り組んでいく中で、これまでの本校の校則には、個々の生徒が「きちんと守るべき規則」と個々の生徒が「心がけるべきマナー・常識・エチケット」とが、混在していることが分かり、そのことが「時代遅れ」や「不徹底」の原因になっていました。

そこで、そうした状況を改善すべく話し合いを続けた結果、「校則編」とは別に「マナー編」を設定することとなり、本資料を作成したものです。

本資料で生徒の皆さんに呼び掛ける内容は、あくまでも「マナー・常識・エチケット」ですから、「校則」のように、違反したからといって厳しく指導されたり、ペナルティーを課されたりすることはありません。

しかし、そもそも「マナー・常識・エチケット」というものは、集団を構成する一人ひとり（つまり生徒の皆さんや先生方や保護者の皆さん）が、お互いに気持ちよく生活できるように考え出され、当たり前のこととしてその集団に定着してきたものです。中学校を卒業したのちに進学した場合でも就職した場合でも、その年齢にふさわしい「マナー・常識・エチケット」が、当然身につけているはずの人だと見られ、扱われます。

逆に言うところ「この人は当然のことが身につけていない人である」と見なされた場合には、「非常識な人」として扱われてしまい、その集団に所属させてもらえなかったり、契約を結んでももらえなかったりします。

ですから義務教育最後の 3 年間（つまり中学校）の間に、集団生活や社会生活において「身につけて当然」とされている「マナー・常識・エチケット」について知り、それらを自然体で行えるようにすることも、中学校での必要な勉強の一つであると考えます。

生徒指導委員会

1 通学に関すること

- (1) 地域の人々に積極的にあいさつをしましょう。
- (2) 時間厳守は、集団生活を営んでいく上での基本です。時計を見て早めに行動する習慣を身につけましょう。
- (3) 他の歩行者や車の進行の妨げにならないよう、周囲への気配りをしましょう。
- (4) 自転車置き場では、自転車の整理整頓を心がけましょう。
- (5) 下校後に友達と話し込んでしまい、帰宅が遅れて保護者に心配をかけるという事例が見られました。速やかに帰宅するようにしましょう。

2 貴重品に関すること

- (1) 先生からの指示で持ってきた金品等の貴重品や電話代等は、紛失などのトラブルを回避するため、朝登校したら、ただちに先生に預かってもらうようにしましょう。

3 職員室への出入りに関すること

- (1) ノックしてドアを開け、所属する学級や部活、名前、要件を述べて、先生を呼ぶなどしましょう。
- (2) 用事が終わったら先生方に「失礼しました」と述べて、静かにドアを閉めましょう。

4 校内の施設設備に関すること

- (1) 「上履きや外履き」と「体育館シューズ」を区別しているのは、傷つきやすい体育館の床板を保護するためですから、きちんと区別して履き替えるようにしましょう。
- (2) 動植物を大切にしましょう。

5 校内生活全般に関すること

- (1) 誰にでも積極的にあいさつを心がけましょう。
- (2) 事故防止のためにも、教室、廊下、階段等での悪ふざけ、走る、物を投げるなどの行為はやめましょう。

6 下校後の生活に関すること

- (1) 夜間に生徒だけで外出しなければならない場合は、行先、帰宅時刻、一緒に行く人の名前などを保護者に伝えてから外出するようにしましょう。
- (2) 友人宅に外泊することで多くのトラブルが報告されています。上記(1)同様に徹底しましょう。
- (3) 中学生の本分は「勉強」です。宿題のあるなしにかかわらず家庭学習を心がけましょう。
- (4) 家族の一員として、積極的に家の手伝いをしましょう。
- (5) 飲食店、ボーリング場、スケート場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、映画館、劇場等は、保護者同伴が利用しましょう。

進学・就職先への学校推薦基準

三原市立幸崎中学校

進学先で充実した規律ある学校生活を送り、卒業まで頑張ることができる生徒、あるいは就職先でまじめに仕事に励むことができる生徒を学校推薦の候補者とします。

特別なことを求められているわけではなく、ごく普通に規則を守り、前向きに中学校生活を送っていれば条件に当てはまるものです。

従って、次に列挙するような行動が見られる生徒については学校推薦の候補者にはなりません。

1 次のような反社会的な問題行動が1回以上ある場合

万引き・無免許運転・喫煙・飲酒・窃盗・恐喝・夜間徘徊・暴力行為・器物損壊・いじめ行為
脅し行為・不純異性交遊・家出・爆竹等の異常なめいわく行為・誹謗中傷の書き込み行為
薬物乱用・その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為

2 次にあげる生活規律や学習規律に関して、学校や保護者の指導に従わず、保護者との連絡・協議をしても繰り返して改善が見られない場合

【 生活規律 】

- 通院などの正当な理由なく、遅刻を繰り返す。
- 自転車通学の違反をして、停止処分を繰り返す。
- 服装・頭髮についての規則を守ろうとせず、違反を繰り返す。
- 落書きや他人へのいたずらなど、集団生活における非常識な行動を繰り返す。
- 学校に持ってきてはいけないものを、繰り返し持ってくる。
- 掃除・給食当番など、真面目に取り組まないことが多い。
- その他、学校のルールを守らないことが多い。

【 学習規律 】

- 授業に必要な教科書等の忘れ物や宿題等の未提出や遅れが多い。
- 授業中、私語や立ち歩き、教師への暴言等の授業妨害を行う。
- 授業遅刻が多い。許可されていない早退や外出・無断欠席がある。

上記1、2のいずれかに該当する生徒であっても、著しい改善が見られる場合は、学校長を含む進路判定会議において推薦を認める場合があります。反対に、推薦した生徒で、新たに該当する事例が出てきた場合は、推薦を取り消すと共に高等学校・就職先に連絡します。